

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(別紙 1)

[illegible]

困卦

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

[illegible]

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

[illegible]

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

[illegible]

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入院又は入所する者を各み、3の患者を除く。)			2. 入院中の患者		3. 入院中の患者	
	自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等 居宅介護、介護予防施設、介護予防 施設、居宅介護、居宅介護又は介護予 防施設、居宅介護又は介護予防施設 等(以下「居宅介護施設」という。) ※1 2. 小規模多機能 型居宅介護施設(以下「小規模多機能 型居宅介護施設」という。)(宿付サ ービスに限る。)	指定特定施設、指定地域 型特定施設、指定介護予防施設、指定 地域型特定施設及び指定介護予防 施設(以下「指定特定施設」という。)	介護療養型医療 施設の病床(短期入 所療養介護を受ける患者 を除く。)	介護療養型医療施設(認知症病 棟の病床を除く。) イ、短期入所療養介護又は介護予防 施設、短期入所療養介護又は介護予 防施設(以下「介護療養型医療施設 (認知症病棟を除く。)」を受ける患者 を除く。)	介護療養型医療施設(認知症病 棟の病床を除く。) イ、短期入所療養介護又は介護予 防施設、短期入所療養介護又は介護予 防施設(以下「介護療養型医療施設 (認知症病棟を除く。)」を受ける患者 を除く。)	介護療養型医療施設(認知症病 棟の病床を除く。) イ、短期入所療養介護又は介護予 防施設、短期入所療養介護又は介護予 防施設(以下「介護療養型医療施設 (認知症病棟を除く。)」を受ける患者 を除く。)	介護療養型医療施設又は 介護予防施設 イ、短期入所療養介護又は介護予 防施設、短期入所療養介護又は介護予 防施設(以下「介護療養型医療施設 (認知症病棟を除く。)」を受ける患者 を除く。)
手術		○	○	○	○	○	○
麻酔		○	○	○	○	○	○
放射線治療		○	○	○	○	○	○
病理診断		○	○	○	○	○	○
B000-4 歯科疾患管理料 B002 歯科特定医療管理料		○	○	○	○	○	○
B004-1-4 入院栄養管理料		○	○	○	○	○	○
B004-9 介護支援管理料		○	○	○	○	○	○
B006-3 がん治療管理料		○	○	○	○	○	○
B006-3-2 がん治療管理料		○	○	○	○	○	○
B007 退院前指導料		○	○	○	○	○	○
B008 薬剤管理指導料		○	○	○	○	○	○
B008-2 薬剤総合評価管理料		○	○	○	○	○	○
B009 診療情報提供料(1)(注2及び注6)		○	○	○	○	○	○
B011-4 退院時薬剤情報管理指導料		○	○	○	○	○	○
B014 退院時薬剤指導料1		○	○	○	○	○	○
B015 退院時薬剤指導料2		○	○	○	○	○	○
C001 訪問看護師指導料		○	○	○	○	○	○
C001-3 歯科疾患在宅療養管理料		○	○	○	○	○	○
C001-5 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導 料		○	○	○	○	○	○
C003 在宅患者訪問管理指導料		○	○	○	○	○	○
C007 在宅患者管理指導料		○	○	○	○	○	○
C008 在宅患者緊急時カンファレンス料		○	○	○	○	○	○
上記以外		○	○	○	○	○	○
1.0.3 医療管理指導料		○	○	○	○	○	○
注14 医療管理指導料の特例(かかりつけ薬剤師と 連携する他の薬剤師が対応した場合)		○	○	○	○	○	○
1.3.2 かかりつけ薬剤師指導料		○	○	○	○	○	○
1.3.3 かかりつけ薬剤師包括管理料		○	○	○	○	○	○

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

[illegible]

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

[illegible]